インド特許庁、代理権を有する特許代理人のみが出願手続を代理可能と通達

2022 年 12 月 26 日
ＪＥＴＲＯ ニューデリー

2022 年 12 月 26 日、インド特許庁は、特許法第 123 条と 128 条の規定により、委任状を受けた特許代理人のみが、各出願案件においてインド特許庁と出願に関するやり取りを行うことができるところ、特許代理人ではない者、出願人や当事者によって委任されていない者がインド特許庁と出願に関するやり取りを行っていることが確認されたため、そのようなケースにおいては、特許法第 123 条の規定に従った措置（罰金）をとる旨の通達を公示した[1]。

当該通達においては、特許代理人や特許代理人が勤める法律事務所の従業員が、インド特許庁と出願に関するやり取りを行っているケースが多いことについても言及されている。

また、当該通達においては、特許代理人ではない弁護士は、様式 26 を提出し、出願人または関係者に同行することを条件に、特許法第 132 条に基づき審査管理官が行うヒアリングに参加することが可能であることも合わせて述べられている。

（以上）

[1]https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/858_1_26.12.2022_Public_Notice_regarding_patent_agents.pdf